



## ペットとの避難

自宅が住めない状態になった場合、ペットと一緒に避難しましょう。



### 日頃からの備えと心構え

#### ●飼い主自身で用意するもの

フードと水(5～7日分)やケージ・キャリー、常備薬、トイレ用品など(避難拠点にはペット用品はありません。)

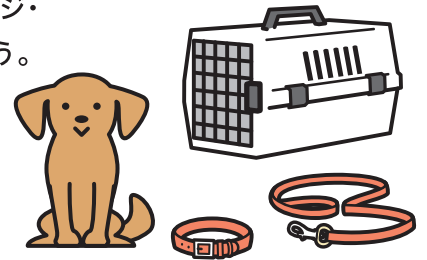
#### ●しつけ

ペットはケージ・キャリーの中で生活することが基本になります。日頃からケージ・キャリーに慣らしておく、トイレは決められた場所でするなどしつけをしましょう。

#### ●身元表示

迷子に備えて、迷子札やマイクロチップなどで身元表示をしましょう。

ペットとの避難で、車中泊をされる方が多い傾向にありますが、その際にはエコノミークラス症候群に十分に注意しましょう。



## 配慮が必要な方への支援

避難拠点での生活が困難な方の避難先として「福祉避難所」を開設します。

### 1

#### 福祉避難所

「福祉避難所」は、配慮が必要な方のうち、避難拠点において避難生活を送ることが困難な方を対象に、受入態勢が整い次第順次開設します。デイサービスセンター、福祉園などの福祉施設が「福祉避難所」になります。

### 2

#### 避難行動要支援者への支援

「避難行動要支援者」とは、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方のことです。地域全体で見守り、安否確認、避難誘導などの支援をお願いします。

### 避難行動要支援者名簿・個別避難計画

#### ●避難行動要支援者名簿

支援が必要な方をあらかじめ登録しておく名簿です。外部提供に同意された方の情報は、平常時からお住まいの地域を担当する関係機関(民生・児童委員、防災会など)に提供します。災害時には、名簿に基づき地域で安否確認等を行います。

右に記載の5つの要件に該当する方が登録されています。

#### ●個別避難計画

避難行動要支援者名簿登録者の中で、同意した方が作成しています。支援を必要とする方が「どこへ」「だれと」避難するかあらかじめ決めておく計画です。作成した計画は、関係者(区、対象者、避難支援者など)で共有し、災害に備えます。

#### 避難行動要支援者名簿登録要件

- ①介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳(1級～2級)をお持ちの方
- ③愛の手帳(1度～4度)をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級ををお持ちの方
- ⑤上記に準ずる方で名簿登録を希望する方

【名簿登録・計画作成の問合せ】福祉部 管理課 福祉防災・システム係 ☎03-5984-1337(直通)

